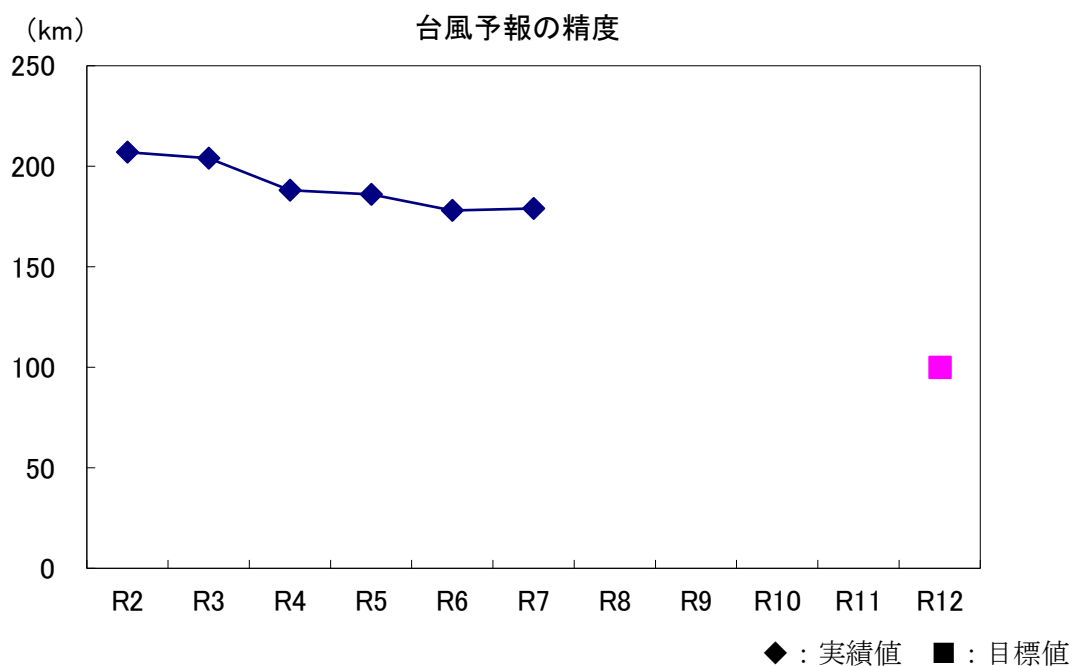


令和 8 年度
業績指標登録票

業績指標	(1) 台風予報の精度の改善 (台風中心位置の予報誤差)	
評価期間等	中期目標 5年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 100 km 以下 (令和12年) 初期値 179 km (令和7年)	

指標の定義	72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値。
目標設定の考え方・根拠	<p>台風による被害の軽減を図るためには、台風予報の基本である台風中心位置の予報をはじめとした台風予報の精度の改善が必要である。この改善を測定する指標として、72時間先の台風中心位置の予報誤差を用いる。</p> <p>同指標について、令和7年までの5年間平均は179kmである。令和12年に向けた改善については、第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)等において、「現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値」として「令和12年までの5年間平均で100km以下」を掲げ、その達成に向けて取組を進めているところである。これらを踏まえて、本業績指標の令和12年の目標値としても、現在の科学技術で実現可能な最高水準の値である100km以下とする。</p> <p>本目標を達成するためには、予報に用いる数値予報モデルを改善することが重要となる。また、初期値の精度も数値予報モデルの予測精度に大きく影響することから、観測データの利用状況やデータ同化システムを改善することが重要となる。新規観測データの利用及び高度利用等の改善を行うとともに、将来に向けた全球数値予報モデル(GSM)の水平高分解能化等の開発を進めるほか、AI技術も活用する。</p> <p>また、数値予報技術の開発と並行して、台風中心位置の予報に利用している各国の数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価を実施するとともに、AI技術の活用も含めた予報資料の利用手法の改善等の予報作業の改善を通じて、台風予報精度の一層の向上を図る。</p> <p>なお、台風による被害の一層の軽減を図るため、台風予報の精度の改善に加えて、令和12年までに台風情報を高度化し、早めの備えを促す情報や台風の特徴を伝えるきめ細かな情報を提供する計画である。</p>
外部要因	自然変動(台風の進路予報に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)
他の関係主体	なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・政策チェックアップの業績指標、令和7年度 ・実施庁の目標(令和7年度) ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年8月) ・交通政策審議会気象分科会「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強(令和7年6月)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象研究所中期研究計画（令和6年度～令和10年度） ・ 第1次国土強靱化実施中期計画の重要業績評価指標（令和7年6月閣議決定） ・ 第6次社会資本整備重点計画のKPI（令和8年1月閣議決定） ・ 第3次交通政策基本計画（令和8年1月閣議決定） 					
実績値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	207 (176)	204 (225)	188 (172)	186 (165)	178 (152)	179 (180)
単位：km （ ）内は単年の予報誤差						



令和8年度の取組	<p>数値予報技術の開発について、令和8年度は、引き続き GSM を安定的に運用するとともに、令和7年度までに進めてきた高解像度化された GSM により適した物理過程の改良や観測データ利用の改良を進め、その成果を令和8年度に反映させる。さらに、高解像度化された海面水温解析値の利用の開始に向けた開発を進める。</p> <p>予報作業における取組について、進路予報の誤差が大きくなった事例の検証等による各国の数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、AI 技術の活用も含めた予報資料の利用手法の改善等の予報作業改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。</p>		
令和9年度以降の取組	<p>数値予報技術の開発について、引き続き、高解像度化された GSM により適した物理過程の開発や観測データの利用を進め、その成果を令和9年度に GSM に反映する。また、雲・降水域の衛星観測データの高解像度・高頻度な利用、新規衛星観測データの積極的な利用に向けた開発を行う。さらには将来に向けた GSM のさらなる高解像度化や海洋の扱いの精緻化の調査・開発を進め、AI 技術も活用する。</p> <p>予報作業における取組について、進路予報の誤差が大きくなった事例の検証等による各国の数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、AI 技術の活用も含めた予報資料の利用手法の改善等の予報作業改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。</p>		
担当課	大気海洋部業務課	関係課	情報基盤部数値予報課 大気海洋部気象リスク対策課 大気海洋部予報課

業績指標	(3) 大雨の予測精度の改善 (降水短時間予報の改善件数累計)	
評価期間等	中期目標 4年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 3件以上 初期値 0件	(令和11年度) (令和7年度)

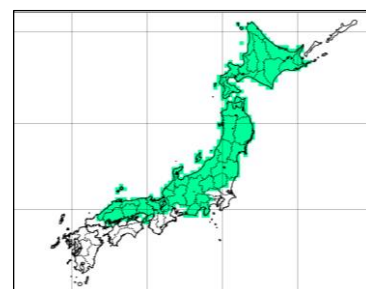
指標の定義	<p>令和8年度以降に降水短時間予報※の改善を行った累計件数を指標とする。</p> <p>※降水短時間予報：現在までの雨域の移動や発達・衰弱の傾向、地形の影響、数値予報による予測雨量等を組み合わせて、6時間先までの各1時間雨量を1km四方で予報するもの。</p> <p>降水短時間予報には「速報版降水短時間予報」と「降水短時間予報」がある。「速報版降水短時間予報」は10分毎、「降水短時間予報」は30分毎に提供される。「速報版降水短時間予報」は高頻度かつ早いタイミングで提供される一方、「降水短時間予報」はより正確性を確保できるというメリットがある。大雨に関する防災気象情報では「速報版降水短時間予報」を利用するため、評価対象は「速報版降水短時間予報」とする。</p>
目標設定の 考え方・根拠	<p>自治体等の防災機関が行う防災対応や、住民自らの防災行動に資すべく、線状降水帯をはじめとする大雨に関する防災気象情報について、リードタイムを確保しながら適切な範囲に発表するためには、目先数時間の雨量予測が非常に重要であり、降水短時間予報の予測精度の向上は防災気象情報の精度向上につながるものである。</p> <p>一方、現在の降水短時間予報には強雨の予報頻度が少ないという課題があり、この点について、今後、段階的に改善を図ることとする。第一段階は令和8年度に予定されている線状降水帯直前予測の開始を含む防災気象情報体系の変更を踏まえ、令和8年度出水期までに頻度バイアス補正※1を導入する。第二段階は、頻度バイアス補正の高度化に相当する環境場データを利用した機械学習の導入を目指す。</p> <p>さらに、令和7年度までの取組を継続し、二重偏波レーダーから得られる偏波間位相差変化率 (Kdp) ※2 (以下「二重偏波情報」) の利用による初期値の改善にも取り組む。函館レーダーについては二重偏波化が終了しており、このデータを降水短時間予報の初期値に活用するための開発を行い、令和9年度末までの導入を目指す。</p> <p>以上の理由から、改善件数3件を目標とする。なお、令和11年度には線状降水帯による大雨の危険度を市町村単位で把握可能な凶情報を提供する計画で、当該情報の精度向上に貢献すべく期限を令和11年度とする。</p> <p>※1 過去のデータを統計処理し、予報頻度を観測頻度に近づける手法</p> <p>※2 偏波間位相差変化率 (Kdp)：強雨をもたらす大きな雨粒は縦につぶれた形になるため、水平偏波は垂直偏波より電波の位相が遅れる。偏波間位相差変化率 (Kdp) は二重偏波レーダーが観測する水平・垂直の偏波の位相差を利用した情報で、この情報を使うことで強雨を精度よく推定できる。</p>
外部要因	なし

他の関係主体	なし				
特記事項	なし				
実績値	R7	R8	R9	R10	R11
	0				
単位：なし					

令和8年度 の取組	<p>降水短時間予報の精度改善のため、(1)機械学習や統計、(2)二重偏波レーダーから得られる偏波間位相差変化率(Kdp)を活用した初期値の作成について開発を進める。</p> <p>令和8年度は、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頻度バイアス補正を業務化する。 ・ 環境場データを利用した機械学習による予測精度向上に向けた開発を行う。 ・ 函館レーダーにおける二重偏波情報を初期値に導入する開発を行う。 		
令和9年度 以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、機械学習や、二重偏波情報等の活用について開発・検討を継続する。 ・ 二重偏波情報については、準備ができたサイトから初期値への導入を行う。 		
担当課	大気海洋部業務課	関係課	大気海洋部業務課気象技術開発室

業績指標	(5) 大雪の予測精度の改善 (大雪の予測値と実測値の比)		
評価期間等	中期目標	5年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値	0.66以上 (令和12年)	
	初期値	0.63 (令和7年)	

指標の定義	<p>以下の取組の実施状況を指標とする。</p> <p>豪雪地域における冬季（12月から翌年2月まで）の12時間降雪量について、12時間後から24時間先までを対象とした観測しきい値20cm/12hに対する予測値と実測値の比（両者のうち大きな値を分母とする）の5年間の平均値を指標として定義する。指標の測定対象は、積雪深計が設置されたアメダス地点における降雪量とする。</p> <p>（注）豪雪地域とは、豪雪地帯を指定した件（昭和38年総理府告示第43号）及び特別豪雪地帯を指定した件（昭和46年総理府告示第41号）に基づき指定された都道府県を含む地域を対象とする。指標の算出では右図の陰影の地域を対象とする。</p>				
目標設定の考え方・根拠	<p>大雪対策の適切な実施に資するためには、大雪に関する気象情報の基本資料である降雪量予測の精度を改善することが必要である。この降雪量予測の精度改善には、降雪量を予測する統計手法である降雪量ガイダンスの改善及び降雪量ガイダンスに使用する予測データを計算する数値予報モデルの改善が必要である。</p> <p>12時間後から24時間先までの12時間降雪量を対象とした評価期間の最終年度（令和12年度）の数値目標について、過去10年間の実績値による改善を踏まえ、同実績値をもとに近似曲線を引き、その延長線上の指標値として目標を0.66以上とした。</p>				
外部要因	自然変動（多雪・少雪等の降雪量の年々変動）				
他の関係主体	なし				
特記事項	・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」（平成30年8月）				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	0.63 (0.64)	0.62 (0.59)	0.62 (0.60)	0.63 (0.66)	0.63 (0.67)
()内は単年の実績値。					



令和8年度の取組	降雪量ガイダンスの精度の検証を進めるとともに、マルチモデル降雪量ガイダンスの部内試験運用と開発を継続し、精度の検証に基づいてさらなる改良を図る。		
令和9年度以降の取組	引き続き、数値予報モデルの改良及びマルチモデル降雪量ガイダンスの改良を進める。		
担当課	情報基盤部情報政策課	関係課	情報基盤部数値予報課

業績指標	(6) 噴火警戒レベル判定基準の改善による噴火警報の一層的確な運用 (噴火警戒レベル判定基準について改善を実施した火山数累計)	
評価期間等	中期目標 5年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 (令和12年度) 20火山 (のべ数) 初期値 (令和7年度) 12火山 (火山活動評価の高度化として実施)	

指標の定義	噴火警報の一層的確な運用のため、噴火警戒レベル判定基準について点検し、新たな知見を反映させる等の改善を実施した火山数
目標設定の考え方・根拠	<p>噴火警戒レベルについては、令和3年度までに、一般住民が居住していない硫黄島を除いた全国49の常時観測火山において導入を完了した。また、これら火山における噴火警戒レベル判定基準についても、令和3年度までに精査を行い公表した。また、令和7年度末に常時観測を開始した中之島については、噴火警戒レベル導入に向けて火山防災協議会で議論が進んでいるところである。</p> <p>交通政策審議会気象分科会が平成30年8月に取りまとめた提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」において、令和12年までに「火山体内部構造に関する知見をもとに火山活動の推移をよりの確に予測し、噴火警報等を発表」が目標として掲げられており、令和2年度からは、火山活動評価の高度化として、新たな研究成果等を踏まえて噴火警戒レベル判定基準等の見直しを12火山で実施した。</p> <p>噴火警戒レベル判定基準は、当該火山における過去の火山活動や、他の火山における火山活動の事例等、基本的に経験則をもとに設定している。噴火警報発表については判定基準に従って判断しているが、多くの火山の判定基準では、地震回数を除くと定性的な基準が多いという課題を有している。一方、気象庁では、平成26年度補正予算等で、水蒸気噴火の前兆をとらえることを目的に、火口周辺の観測点整備を進めるとともに、火山ガスや地磁気等の新たな観測を開始し、データの蓄積を行ってきた。蓄積されたデータには、火山活動の活発化を示す新たなデータ変化も含まれており、それらの知見を噴火警報等の発表にどのように繋げるかの検討が課題となっている。</p> <p>これらの課題や気象分科会提言により示された目標の達成を目指し、蓄積されたデータの解析や整理を行い、多項目のデータ変化をもとに火山体内部で起きている現象の理解を深める取組を進める。また、火山調査研究推進本部の火山調査委員会では、重点的に現状の評価を行う必要がある火山が毎年数火山選定されており、これらの火山で調査研究が進められることが期待される。それらで得られた知見を踏まえ、噴火警戒レベル判定基準について定量化の視点も含めて点検し、新たな知見を反映する改善を進める。点検の結果、判定基準が最適な状況になっている場合は、その旨の作業報告を作成する。これらにより、一層的確な噴火警報等の発表を行い、効果的な防災対応に貢献する。また、新たに常時観測火山に追加された火山についても、他の火山における火山活動の事例等を参考にしつつ、噴火警戒レベルの運用開始に合わせて噴火警戒レベルの判定基準を設定する。</p>

	この噴火警戒レベル判定基準の改善は、蓄積されたデータの解析等を踏まえた取組であり、令和7年度までの火山活動評価の高度化に引き続いて実施することとし、高度化を実施した火山についても、調査研究の進展や火山活動の活発化等により新たな知見が得られた場合にはさらなる改善に取り組む必要があることから、本目標の対象とする。そのため令和12年度までの計20火山については、令和7年度までに実施した火山も含めたのべ数を本数値目標とする。
外部要因	なし
他の関係主体	なし
特記事項	・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年8月)

実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	2	3	7	8	12
単位：火山数					

令和8年度 の取組	噴火警戒レベルを運用する全ての火山で、令和3年度までに判定基準の精査作業が完了し、その後も火山活動評価の高度化として判定基準や解説の改定作業が進められた。これまでの取組では、各火山の過去事例の調査結果等を踏まえた個別火山の基準への適用・改善が主であったが、これらを含めた判定基準全体において他火山に共通で適用できる知見や基準設定の考え方等について整理し、次年度以降進める判定基準の改善について、取組の方向性をまとめる。				
令和9年度 以降の取組	気象庁地震火山部火山監視課と火山監視・警報センター及び札幌・仙台・福岡の各管区気象台の地域火山監視・警報センター（以下、各センターという）が協力して、噴火警戒レベル判定基準について各センターで1火山を2年計画で点検し、新たな知見を反映させる等の改善を実施していく。				
担当課	地震火山部管理課	関係課	地震火山部火山監視課		

業績指標	(7) 地震・火山観測施設の耐災害性強化 ①地震観測施設の耐災害性強化 ②火山観測施設の耐災害性強化	
評価期間等	中期目標	5年計画の1年目
数値目標	① 目標値 初期値	(令和12年度) 67% (令和7年度) 50%
	② 目標値 初期値	(令和12年度) 52% (令和7年度) 18%

指標の定義	① 地震観測施設の耐災害性強化 (停電対策が必要な箇所: 663 か所) の完了率 (%) ② 火山観測施設の耐災害性強化 (停電対策が必要な箇所: 61 か所) の完了率 (%)
目標設定の 考え方・根拠	<p>ひとたび発生すると甚大な被害をもたらす大規模地震や大規模噴火等の大規模災害から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。この観点から、防災インフラの整備・管理を着実に進めることとされており、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)においても、地震・津波・火山観測体制等のさらなる強化に取り組むこととされている。</p> <p>このため、全国の地震観測施設(多機能型地震観測装置及び震度観測装置 663 か所)と火山観測施設(火山総合観測装置 61 か所)について、大規模災害時の停電が長期化した場合にも、非常用の電源の枯渇状況等を把握し、必要な観測点に適時にバッテリー交換等を実施できるよう、リモートでの電源管理やバッテリー残量の把握等が可能な機器へ更新し観測点の耐災害性の強化を行う。</p> <p>特に、老朽化が進む観測点や活動が活発な火山に設置している観測点等を優先して行うこととし、令和12年度までに地震観測施設は67%の観測点、火山観測施設は52%の観測点について、令和15年度までに対象としている全ての観測点について、耐災害性を向上させることを目指す。</p> <p>これにより、大規模災害で広範囲に停電が発生した場合においても、地震・火山観測を継続し、住民避難や防災対応等に必要な緊急地震速報、津波警報や噴火警報等を適切に発表できる体制を維持する。</p>
外部要因	なし
他の関係主体	なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定) ・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和7年7月中央防災会議決定) ・政策チェックアップの業績指標(令和8年度) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	① 22%	① 35%	① 36%	① 41%	① 50%
	② 0%	② 5%	② 7%	② 11%	② 18%
単位：観測施設の割合(①地震観測施設、②火山観測施設)					

令和8年度 の取組	老朽化が進む観測点や活動が活発な火山に設置している観測点等を優先して、更新、耐災害性の強化を行う。		
令和9年度 以降の取組	引き続き、老朽化が進む観測点や活動が活発な火山に設置している観測点等を優先して、更新、耐災害性の強化を行う。		
担当課	地震火山部管理課	関係課	地震火山部地震火山技術・調査課

業績指標	(8) 地震・津波情報の高度化（地震活動・津波の推移等に関するモニタリング技術）	
評価期間等	中期目標 5年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 8（令和12年度） 初期値 0（令和7年度）	

指標の定義	地震・津波情報の高度化に資する現象の推移のモニタリングに関する技術開発を行い、業務システムへの実装や南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会への資料提供等により業務に導入した数を指標とする。
目標設定の考え方・根拠	<p>交通政策審議会気象分科会『「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』（令和7年6月）においては、時々刻々と変化する地震・津波の推移をリアルタイムでモニタリングし、予測から観測までの情報をシームレスに提供することを目指すこととしており、これを実現するため、地震活動や津波の推移のモニタリングに資する技術開発及びシステムへの実装等の技術開発を推進することとしている。また、令和12年及び更にその先を見据えた取組として、地震津波業務においても、観測から解析・推定、将来予測までを含む様々な場面で先端AI技術の活用を推進することとしている。</p> <p>このための取組として、プレート境界や地震断層のすべりに伴う一連の現象の推移のモニタリング技術を先端AI技術も取り入れて高度化する。具体的には、プレート境界で生じるすべりの推移の平時からのモニタリング、大規模地震発生時の地震動のモニタリングと予測、津波の予測と推移のモニタリング、発震機構解（地震の際に生じた断層面の候補となる2つの面の走向、傾斜、すべり角を求めたもの）や震源過程（地震の際に生じた断層すべりの時空間分布）の即時把握、地震直後に多発する地震活動の推移把握に係る以下の技術開発を計画している。</p> <p>【プレート境界で生じるすべりの推移の平時からのモニタリング】</p> <p>南海トラフ地震想定震源域周辺における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆっくりすべりの詳細なすべり域把握手法導入 ○ 短期的ゆっくりすべりカタログの精度向上 ○ 低周波地震活動の解析範囲拡大 <p>【大規模地震発生時の地震動のモニタリングと予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急地震速報のための観測点管理（地震動以外のノイズが波形データに混在する観測点を一時的に緊急地震速報処理に用いないようにすることで、地震動予測の精度の低下を軽減する）手法の高度化（※※） <p>【津波の予測と推移のモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波予報データベース（DB）更新 ○ リアルタイム津波シミュレーション導入 <p>【大規模地震の発震機構解や震源過程の即時把握】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土地理院による 電子基準点リアルタイム解析システム (REGARD) 情報を活用した破壊域推定結果の即時把握手法導入 ○ CMT 解析 (観測された地震波形を最もよく説明する地震の位置と時刻、規模及び発震機構を同時に決定する解析) 手法の高度化 ○ 自動震源過程解析による地震の際に生じた断層すべりの時空間分布の評価手法の高度化 (*) <p>【地震直後に多発する地震活動の推移把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一元化カタログ (地震防災対策特別措置法に基づき、地震に関する調査研究を政府として一元的に推進するために各機関で行われている地震観測のデータをひとつにまとめて処理して、その結果を地震研究者、防災関係者、一般国民が広く利用できるようにする仕組みが作られた。この仕組みの中で、気象庁は各機関から地震観測データを収集し、文部科学省と協力して解析処理しており、それにより作られた震源等のデータの詳細なリスト) 作成のための自動処理手法の高度化 (※) <p>※ 特に先端 AI 技術の活用を想定する技術開発</p> <p>* 5 年間の評価期間よりも長期間で計画している技術開発事項。評価期間中にも開発を進める。</p> <p>これらの技術開発は、複数項目の実現により高い効果が期待されるものもあるが、いずれも年単位の作業が必要とされるものであり、一つずつ実現していくことで将来的な地震・津波情報の高度化につながり、ひいては国民の防災対応の向上に資するものである。このため、業務システムへの実装や南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会への資料提供等により業務に導入した数を指標としてこれらの技術開発を着実に推進する。</p>
外部要因	なし
他の関係主体	なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通政策審議会気象分科会 『「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』 (令和 7 年 6 月) ・ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (令和 7 年 7 月中央防災会議決定)

実績値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	—	—	—	—	0
単位：件					

令和 8 年度の取組	令和 8 年度から令和 10 年度にかけて計画している次期システム整備と並行して各技術の開発を進めるとともに、準備が整った技術から順次、システムへの実装のための作業を開始する。		
令和 9 年度以降の取組	引き続き、次期システム整備と並行して各技術の開発を進めるとともに、準備のできた技術からシステムへの実装を行い、業務に活用する。		
担当課	地震火山部管理課	関係課	地震火山部地震火山技術・調査課

業績指標	(9) 地震・津波・火山防災ワークショップの実施による防災気象情報の適切な利活用の促進 (各ワークショップに参加した職員の市区町村数累計)	
評価期間等	中期目標 5年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 2,000 市区町村 (令和12年度) 初期値 0 市区町村 (令和7年度)	

指標の定義	<p>気象台が自治体防災担当者向けに開催した地震・津波・火山防災の各ワークショップに参加した職員の市区町村数を指標とする。</p> <p>なお、本指標は評価期間5年間における地震・津波・火山防災の各ワークショップの延べ参加市区町村数であり、例えばその間で地震・津波・火山防災ワークショップに各1回以上参加した市区町村については、合計3とカウントする。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>気象庁(気象台)が発表する防災気象情報を自治体防災担当者に適時・適切に活用していただくためには、気象台が平時から防災気象情報の理解促進や防災知識の普及・啓発活動に努めることが重要である。そのため気象庁ではこれまで、例えば気象分野では、自治体防災担当者向けの気象防災ワークショップの実施を通して、避難情報の発令判断における防災気象情報の適切な利活用を促進してきた。</p> <p>一方、地震・津波及び火山噴火は、自治体単位で見るとその発生頻度が気象災害と比べてあまり多くはなく、自治体職員が実災害への対応から経験を積むことはもとより、実感を持ってこれらの現象・災害を理解することも難しい場合がある。そこで、地震・津波・火山噴火から身を守るためには、まずはこれらの現象の特性を適切に理解いただく必要がある。また、地震・津波及び火山噴火は、数日前や数時間前から段階を踏んで備えることが極めて困難であり、災害が発生したとき、気象庁が発表する防災気象情報を見聞きして、どのような防災対応を取ることが適切なのかをあらかじめ理解いただくことも重要である。</p> <p>こうした背景を踏まえると、地震・津波・火山防災ワークショップ(※1)の実施により、まずは、自治体職員の基本的な知識の習得を促し、防災気象情報の活用を意識付けする。更に、防災対応を考える上での誤解や疑問点を解消させ、自治体の円滑な防災対応を支援し、防災対応力の向上に寄与していく。</p> <p>本指標は、この地震・津波・火山防災ワークショップに参加いただいた職員の市区町村数を指標とし、令和8年度から令和12年度までの5年間において、地震・津波・火山防災ワークショップのそれぞれに関して参加いただくことを目標とする。</p> <p>地震、津波及び火山噴火はその現象の違いからそれぞれの防災対応にも差異があることから、地震・津波・火山防災の各ワークショップにそれぞれ参加いただくことを見据えて取組を推進する。また、ワークショップの実施にあたっては自治体職員が参加しやすいよう、オンライン会議システムを活用した開催も推進していく。さらに、令和7年度には内閣府の事前防災対策総合推進費を活用して、地震・津波・火山防災eラーニング教材(※2)を制作・公表する予定であるため、同教材を自治体職員に</p>

	<p>普及させるとともに活用した取組を行っていく。</p> <p>なお、地理的な要因等も踏まえた自治体側の防災上の優先度も考慮しつつ、ワークショップでは必ずしも地震・津波・火山防災の全てを取り扱うのではなく、自治体側の実情に応じてテーマを設定する。</p> <p>目標値となる 2,000 市区町村の設定については、各ワークショップの対象となりうる市区町村の合計をもとに算出した。具体的には、地震は基本的に全国の市区町村が関係するため 1,741 市区町村、津波は海岸線を有する市区町村及び海岸線を有しないが津波による被害を想定している市区町村として約 680 市区町村、火山は火山災害警戒地域に指定されている 179 市区町村をベースとし、後述の外部要因等も考慮して、その合計（約 2,600 市区町村）の約 8 割となる 2,000 市区町村を数値目標としている。</p> <p>また、取組後のアンケート等を通じて自治体から聞き取った客観的な視点からの意見を踏まえながら、取組の効果等について評価・分析を行い、継続的に取組を改善していく。</p> <p>なお、自治体職員に繰り返し普及・啓発活動を行うことで、知識の習得や防災対応力の向上を継続的に支援することが望まれるため、評価期間中に同じ市区町村に対して複数回ワークショップを実施する場合も評価の参考にできるよう、ワークショップに参加した職員の市区町村数累計を参考指標とする。</p> <p>※1：緊急地震速報を見聞きした際の適切な行動、津波や火山噴火から命を守るための適切な防災対応及び関連する防災気象情報等の講義、地震・津波・火山噴火時の防災対応を疑似体験するワークショップ、議論・意見交換を参加者間で行うグループワーク等の取組であり、相手のニーズ・レベルに応じた構成が可能である。</p> <p>※2：地震・津波・火山を対象に、個人でも学習できる動画教材及びワークシート教材のほか、個人学習の取組を持ち寄って複数人で議論を行うグループワーク形式の学習も行えるツール。</p>
外部要因	なし
他の関係主体	・ 地方公共団体
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域における気象防災業務のあり方（報告書）」（平成 29 年 8 月）関連 ・ 交通政策審議会気象分科会『「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』（令和 7 年 6 月）関連 ・ 令和 7 年度事前防災対策総合推進費「地震・津波・火山防災 e ラーニング教材製作・活用支援事業」関連

実績値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	—	—	—	—	0
単位：市区町村数（延べ数）					

参考指標	R3	R4	R5	R6	R7
ワークショップに参加した職員の市区町村数累計*					
単位：市区町村数 ※ 気象台が自治体防災担当者向けに開催した地震・津波・火山防災のワークショップのいずれかに参加した職員の市区町村数の累計					

令和8年度の取組	オンライン会議システムを活用した開催も含め、全国の自治体においてワークショップを実施していく。		
令和9年度以降の取組	継続的にワークショップを実施していく。また、必要に応じて直近の災害事例や情報改善の内容等を反映する等、教材も随時見直す。		
担当課	地震火山部管理課	関係課	総務部企画課 地震火山部地震津波監視課 地震火山部火山監視課

業績指標	(10) 指定（地方）公共機関等の公共性の高い民間主体への支援強化 (公共性の高い民間主体に対する訓練・講演会等の実施件数)	
評価期間等	中期目標 3年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 464件（令和10年度） 初期値 163件（令和7年度）	

指標の定義	<p>気象庁及び全国の気象台が、災害対策基本法における指定（地方）公共機関等の公共的な社会インフラやライフライン等を扱う民間主体（以下「公共性の高い民間主体」という。）に対して、訓練・講演会等の取組を実施した件数を計上する。計上にあたっては、以下に記載する通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訓練・講演会等の取組は、防災気象情報の内容やその活用について学ぶことができるワークショップ、訓練のシナリオ作成への協力、勉強会、研修会、講演会等を指す。なお、訓練は、公共性の高い民間主体が自ら実施する訓練のほか、当該民間主体が参加する自治体等による訓練に参加・協力した場合も対象とする。 ○取組件数は、年度毎に計上する。 ○気象庁本庁及び各気象台において、電気、ガス、通信、医療、福祉、交通、流通、経済の対象となる分野毎に件数を計上する。ただし、1つの分野において計上するのは年間で2件を上限とする。 ○複数の気象台が合同で訓練・講演会等の取組を実施した場合は、各気象台において1件分ずつ計上する。
目標設定の考え方・根拠	<p>気象庁が令和7年度に開催した「地域における気象防災業務に関する検討会」（以下「検討会」という。）の報告書では、公共性の高い民間主体は、社会経済活動の基盤を担い、災害時には応急・復旧対策にあたる等、住民の生命、安全・安心な生活・活動を支えており、災害時に機能が失われると社会の混乱に繋がることから、これらを対象とした気象台による防災対応の支援も重要であることが示された。検討会の議論を踏まえると、公共性の高い民間主体の主な分野は、電気、ガス、通信、医療、福祉、交通、流通、経済の8分野が挙げられる。これら主体が防災気象情報を適切に活用し、的確な防災対応に繋げるためには、必要な知識の習得や訓練等のスキルアップを図る平時の取組が重要となることから、これら平時の取組を全国的に進めていく。気象台による公共性の高い民間主体への支援は全国的には十分に進んでいないことから、まずは各主体と関係を構築し、先方の防災対応について理解を深め、関係の深化とともに取組を拡大していく。</p> <p>本目標は3年計画とし、上述の8分野のうち、まずは、令和6年台風第10号接近時の事前の計画運休、カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報発表時の運休・欠航、令和8年1月の大雪時の滞留事例への対応等、住民への影響が大きいと考えられる交通分野の主体を対象とした取組を全国的に進める。各地の気象台では、その他分野の主体とも関係を構築しつつ、取組対象となる分野を1年あたり1つずつ増やしていき、3年後には3分野を対象に、年間各2件（出水期前の訓練・講演会等</p>

	<p>や出水期の状況を踏まえた訓練等)の取組の実施を目指す。交通以外の2分野については、各地における初年度以降の取組状況を踏まえ決定する。加えて、本庁及び地方ブロックを管轄する気象台(※)は、所在地域に公共性の高い民間主体が集まっており、検討会報告書においても、地方ブロック単位で防災・災害対応にあたる当該主体への支援の重要性も指摘されているところ、3年後には上述の3分野のみならず、検討会で議論があった8分野の主体を対象に、年間各2件の取組の実施を目指す。</p> <p>目標値としては、気象庁本庁及び地方ブロックを管轄している気象台(11官署)については計176件、その他の気象台等(48官署)については計288件の、合計464件とする。なお、取組が特定の分野に偏ることがないように、各分野に対して年間2件を上限として計上する。</p> <p>なお、検討会では、公共性の高い民間主体等を対象とした取組は、気象台が単独で実施するよりも、地方整備局や地方運輸局をはじめとした国の出先機関、民間気象事業者、気象防災アドバイザー等と連携することでより効果的な取組となることが指摘されており、この点も踏まえて取組を進めていく。加えて、取組実施後は、アンケート等を通じて参加者から意見を頂き、それらを踏まえながら取組の効果等について評価・分析を行い、継続的に取組を改善していく。</p> <p>※地方ブロックを管轄する気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地方：札幌管区気象台 ・東北地方：仙台管区気象台 ・関東甲信地方：東京管区気象台 ・北陸地方：新潟地方気象台 ・東海地方：名古屋地方気象台 ・近畿地方：大阪管区気象台 ・中国地方：広島地方気象台 ・四国地方：高松地方気象台 ・九州地方：福岡管区気象台 ・沖縄地方：沖縄気象台
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害、地震災害等の発生状況
他の関係主体	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁 ・公共性の高い民間主体
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における気象防災業務のあり方(報告書)」(平成29年8月)関連 ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年8月) ・「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(平成30年12月)関連 ・「防災気象情報の伝え方に関する検討会」(令和2年3月)関連 ・「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)関連 ・「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」

	(令和3年11月) 関連 ・「地域における気象防災業務に関する検討会(報告書)」(令和8年1月)				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	—	—	—	—	163
単位：件					

令和8年度 の取組	交通分野を対象とした取組を全国的に進める。これにあたり、気象庁本庁及び地方ブロックを管轄する気象台は、中央機関や地方ブロック単位を管轄する機関との連携を進め、各都道府県において気象台が取組を進めやすい環境の構築を図る。		
令和9年度 以降の取組	1年目の取組状況を踏まえ、重点的に取り組む分野を検討のうえ、国の出先機関等と連携しながらさらに取組数を増やす。		
担当課	総務部企画課	関係課	

業績指標	(11) 地域における平時からの気象防災アドバイザーの活動促進 (気象防災アドバイザーによる訓練・講演会等の実施件数)	
評価期間等	中期目標 3年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 1,960件(令和10年度) 初期値 832件(令和7年度)	

指標の定義	<p>気象防災アドバイザーによる、自治体職員や地域住民、その他地域の防災関係者を対象とした、気象防災に関するワークショップ、訓練のシナリオ作成への協力、講演会、勉強会、研修会(以下、「訓練・講演会等」という。)の年度毎の件数を計上する。(自治体に常勤で任用されている気象防災アドバイザーの場合、自治体内における日々の気象解説は含まない。)</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>気象防災アドバイザーは「気象」と「防災」の専門家として、避難情報の発令判断にあたり市町村長に助言する等、自治体の防災対応を支援する役割を担う。気象庁が令和7年度に開催した「地域における気象防災業務に関する検討会」では、気象防災アドバイザーがその専門性を踏まえ、自治体のみならず地域に一層溶け込み様々な場面での活動が期待されるとまとめられた。地域において防災気象情報が適切に活用され、的確な防災対応に繋がるためには、必要な知識の習得や実践的なワークショップ等のスキルアップを図る平時の取組を進めることが重要であり、その一環として、気象防災アドバイザーによる訓練・講演会等の活動を増やすことを目指す。</p> <p>令和7年度における気象防災アドバイザーの委嘱者数は380人であり、自治体職員や地域住民、その他地域の防災関係者を対象とした訓練・講演会等は合計832件、1人あたり平均2回程度実施された。今後、気象防災アドバイザーの委嘱者数を増加させていった場合にも、1人あたり年間平均2回以上の取組実施を維持し、気象防災アドバイザーによる地域における活動を広げていくことを目指す。ただし、委嘱初年度の気象防災アドバイザーは、取組実施の前に自治体をはじめ地域の防災対応を担う主体との関係構築を進める必要があることから、当該年度は年間1回以上の取組を実施することとし、委嘱2年目以降は、構築した関係を活用して、年間2回以上の取組実施を目指すこととする。</p> <p>令和8年度の気象防災アドバイザーの委嘱者数は634人であり、今後も同様のペースで委嘱者数が増加した場合、令和9年度は約880人、令和10年度は約1,080人の委嘱者数となる。本目標は3年計画とし、この委嘱者数の想定を前提に、令和10年度には年間1,960件の活動を目指とする。なお、実際の気象防災アドバイザー実委嘱状況に応じて、目標値は見直すこととする。</p>
外部要因	気象防災アドバイザーの委嘱人数
他の関係主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 指定(地方)公共機関 ・ 地域住民

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」（平成30年8月） ・「防災基本計画」（令和7年7月改正）において、『国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。』こととされた。 ・実施庁の目標（令和7年度） ・「地域における気象防災業務に関する検討会（報告書）」（令和8年1月） 				
	実績値	R3	R4	R5	R6
	—	—	—	—	832
単位：件					

令和8年度の取組	<p>令和7年度までと同様に、主に自治体を対象とした講演会等の活動を増やすことを目指す。この実施にあたり、気象防災アドバイザーによる活動の好事例を全国的に周知し、自治体職員や地域住民に気象防災アドバイザーの役割及び有効性について理解いただくとともに、自治体と気象防災アドバイザーとの対話の場を設ける等、交流を促進させ、活動機会の増加を図る。</p>		
令和9年度以降の取組	<p>1年目の成果も活用し、気象防災アドバイザーの有効性について、気象庁本庁及び各地の气象台から広く発信するとともに、気象防災アドバイザーの認知度向上に向けた周知広報を積極的に進める等、地域における気象防災アドバイザーのさらなる活動機会の創出を図ることで、訓練・講演会等の活動数を大幅な増加を目指す。この実施にあたっては、自治体をはじめとした地域の関係機関と气象台の連携が重要であることから、これら機関との日頃から関係性の構築・深化を図る。</p>		
担当課	総務部企画課	関係課	

業績指標	(14) 気候変動対策に資する環境気象・海洋情報の充実・改善 (情報の改善等の件数累計)	
評価期間等	中期目標 4年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 5件(令和11年度) 初期値 0件(令和7年度)	

指標の定義	<p>気候変動対策(緩和策及び適応策)や影響評価に資する環境気象・海洋情報について、今後行う改善又は新規提供(以下1～5)の件数を指標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本近海の温暖化・酸性化等の近未来予測情報の新規提供(令和10年度) 2. 日本近海の温暖化・酸性化等の長期変化傾向に関する情報の高解像度化(令和11年度) 3. 高潮・高波等の極端現象に係る将来予測情報の新規提供(令和10年度) 4. 日射量の将来予測情報の新規提供(令和11年度) 5. 温室効果ガス世界資料センターにおけるデータ提供機能の強化(令和11年度)
目標設定の考え方・根拠	<p>IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書によると、大気中の温室効果ガス濃度の増加に伴い地球温暖化が進行しており、今後、海洋の温暖化や海洋酸性化の進行、海面水位の上昇により、沿岸域・外洋域の海洋環境のリスクが一層高まる可能性が指摘されている。気候変動適応計画(令和5年4月一部変更)において、気象庁には国内における気候変動の将来予測を実施し、詳細な情報を提供する役割が求められている。これまでに提供してきた予測情報は、気候変動適応法に基づき作成される「気候変動影響評価報告書」(令和8年2月)等において気候変動対策の基盤情報として引用されている。</p> <p>気象庁では、気候変動緩和・適応策や影響評価への一層の貢献のため、国や自治体・事業者等による防災・社会インフラの計画的整備や中長期計画等における気候変動対策の支援を目的とした情報の充実に取り組んでいる。海洋について、海水温や海洋酸性化、高潮・高波等の極端現象に関する将来予測情報の高度化を目指す。大気環境では、農業分野にて需要がある日射量将来予測情報の新規提供を目指す。これらの実施にあたっては、現在、文部科学省「気候変動予測先端研究プログラム」で開発中の将来予測データセットも活用する。</p> <p>また、世界的に地球温暖化対策の遅れが指摘されるなか、地球温暖化緩和策の確実な実行を行うため、温室効果ガスの科学的かつ即時的な情報の重要性が高まっており、WMOは各国の温室効果ガスの解析結果を取りまとめ、温室効果ガスに関する情報を定常的に提供する「G3W計画」を進めている。また、国内においても環境省を中心にGOSAT衛星等も活用した温室効果ガスの解析情報充実の取組が進められている。気</p>

	<p>象庁は WMO の WDCGG (温室効果ガス世界資料センター) として、国内外の機関に対し、データ交換の迅速化、検索機能強化等、データ取得の容易化による利便性の向上、高品質な観測データの提供が求められており、それらのニーズを踏まえて WDCGG の機能の強化を行う。</p> <p>具体的には、令和 11 年度までに以下の 1～5 の計 5 件の情報提供及びデータ提供の機能強化を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本近海の温暖化・酸性化等の近未来予測情報の新規提供 海洋の温暖化・酸性化等について、気候変動対策に取り組む上でニーズが高まっている十年、数十年後の近未来予測を評価し、これまで提供してきた今世紀末予測との間をシームレスにつないだ新規情報として令和 10 年度までに提供を行う。 2. 日本近海の温暖化・酸性化等の長期変化傾向に関する情報の高解像度化 各地域での気候変動対策に資する情報を提供するため、日本近海の温暖化及び酸性化等の長期変化傾向に関して、これまで提供してきた広い海域毎の情報から、地域の特性を反映する高解像度化した情報への改善を令和 11 年度までに行う。 3. 高潮・高波等の極端現象に係る将来予測情報の新規提供 海岸保全・港湾インフラ等の気候変動適応に資する情報を提供するため、長期的な平均海面水位の将来予測に加えて、新たに台風や低気圧の強度の変化も考慮した日本の高潮・高波の将来予測情報の提供を令和 10 年度までに行う。 4. 日射量の将来予測情報の新規提供 社会インフラの計画的整備（電力）、農業等における中長期計画策定等への支援のため、今世紀末頃を対象とした日射量の将来予測情報提供に向けて技術開発を進め、将来予測情報の提供を令和 11 年度までに行う。 5. 温室効果ガス世界資料センターにおけるデータ提供機能の強化 地球温暖化対策の推進が急務となるなか、科学、観測に基づいた大気中温室効果ガス濃度に関する情報とその迅速な提供の重要性が高まっている。これらのニーズに応えるため、WDCGG では、観測データ交換の迅速化、データ取得の容易化等によるユーザー利便性向上の機能強化を令和 11 年度までに行う。 				
外部要因	なし				
他の関係主体	なし				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会気象分科会提言「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成 30 年) ・交通政策審議会気象分科会「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強 (令和 7 年) 				
実績値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	—	—	—	—	0
単位：件					

令和8年度 の取組	<p>1について、将来予測の不確実性を評価するための統計処理方法を検討する。特に、十年規模変動に起因する不確実性の評価を重点に確認する。また、モデル結果の特性によって生じる予測結果の偏り（バイアス）の補正方法を検討する。</p> <p>2について、情報の空間的な解像度と不確実性の関係を調査し、適切な解像度及び不確実性の提供方法について検討を進める。また、提供するプロダクトを検討し、具体化を進める。</p> <p>3について、高潮・高波の過去事例の収集・分析（事例整理）を行い、各地の高潮・高波の発生頻度の解析を行う。</p> <p>4について、気象研究所から取得した次期気候予測データセットを用いて、日射データの処理・解析を実施し、バイアス補正等の検討を進める。</p> <p>5について、WMOの担当部署やデータ利用者と調整や意見聴取を実施し、データ交換の迅速化、ユーザー利便性向上に向けた検討を行う。</p>		
令和9年度 以降の取組	<p>1について、引き続き不確実性を評価するための統計処理方法について、検討を進める。また、海洋酸性化については、水素イオン濃度指数（pH）等の生物地球化学成分が一部データにしか含まれないことから、水温と塩分の変動から生物地球化学成分の変動を推定する方法を検討（観測データで実績あり）し、適切に不確実性を評価できるよう開発を進める。また、海域や長期変化に関する変動要因の解析にも着手する。</p> <p>2について、引き続き情報の空間的な解像度と不確実性の関係について調査を進める。また、海水温については、バイアス補正方法について検討を進めるほか、より細かいメッシュデータを用いたさらなる情報の高度化を検討する。</p> <p>3について、高潮・高波の将来予測の解析を行い、令和10年度までの情報提供開始に向け準備を進める。</p> <p>4について、日射の過去再現実験データのバイアス補正作業を行い、地点データの作成を進める。</p> <p>5について、WMOの担当部署やデータ利用者と調整を行いながら、データ交換の迅速化、検索機能強化等、データ取得の容易化を反映したデータ提供機能の強化を令和11年度までに行う。</p>		
担当課	大気海洋部業務課	関係課	大気海洋部環境・海洋気象課

業績指標	(18) 産業界における気象情報・気象データの利活用拡大 (「気象データ利用ガイド」へのアクセス数)			
評価期間等	中期目標	3年計画の1年目	定量目標	
数値目標	目標値	年 25,000 件以上 (令和 10 年)		
	初期値	約 28,000 件 (令和 6 年 3 月～10 月末)		

指標の定義	「気象データ利用ガイド」へのアクセス数を指標とする。				
目標設定の 考え方・根拠	<p>我が国において、今後ますます少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、イノベーションを生み、生産性を向上させていくことが求められている。一方、昨今のIoT や AI 等の先端技術の進展によって、世界的に社会のあらゆる場面でデジタル化が進んでおり、世の中のビッグデータを活用する環境が整ってきている。</p> <p>気象は様々な社会・経済活動に影響を及ぼしているが、ビッグデータの一つである気象データを他のデータとあわせて意思決定に用いる企業等は少数に留まっており、産業界における気象データの利活用を推進することにより、我が国の生産性向上に寄与することが見込まれる。平成 29 年 3 月には気象ビジネス推進コンソーシアム (WXBC) が設立され、気象、IoT、AI 等の専門家や幅広い産業分野の企業、気象事業者等が連携して、気象データを活用したビジネスの展開に向けた様々な取組を進めている。</p> <p>その中で、これまで気象データの利活用に踏み出せなかった層に気象情報・気象データの活用事例、活用方法等を知っていただくことでそのきっかけとしてもらうことを目的として、「気象データ利用ガイド (以下、「利用ガイド」)」を令和 5 年度末に公開した。利用ガイドへのアクセス数は公開後約 2 年となる現在も 1 か月あたり 3,000 件以上のアクセスがあり、関心の高さがうかがえる。このため、掲載しているコンテンツのアップデートや普及啓発に取り組むことで、引き続き気象データ活用のきっかけを作っていくことを目標とする。</p>				
外部要因	なし				
他の関係主体	WXBC				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会気象分科会提言「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成 30 年 8 月) ・交通政策審議会気象分科会提言「気象業務における産学官連携の推進」(令和 2 年 12 月) ・令和 2 年度国土交通省政策レビュー「産業分野における気象データの利活用促進」 ・交通政策審議会気象分科会提言「DX 社会に対応した気象サービスの推進」(令和 5 年 3 月) ・第 3 次交通政策基本計画 (令和 8 年 1 月閣議決定) 				
実績値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	—	—	0	48,081	37,883
単位：件					

令和 8 年度の取組	<p>利用ガイドへのアクセス数を獲得するため、掲載内容に追加や変更があった場合は速やかに更新し、最新の情報が得られるように維持管理を行う。また、事例インタビューや人物図鑑、データ活用事例集に WXBC の活動を通じて得られた新規ビジネス創出事例を積極的に掲載し、新規コンテンツの充実を図る。これらの取組みに加え、令和 7 年度までと同様、WXBC 等と連携して利用ガイドに関する普及啓発にも積極的に取り組む。</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和9年度 以降の取組	令和8年度の取組みを継続するとともに、アクセス数拡大につながる優れた取組があれば随時実施する。		
担当課	情報基盤部情報政策課	関係課	情報基盤部情報利用推進課

業績指標	(19) 利用者の要望を踏まえた気象庁クラウド環境における新たなデータの提供 (提供データの種類の累計)	
評価期間等	中期目標 3年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 9件以上(令和10年) 初期値 6件(令和7年)	

指標の定義	利用者の要望を踏まえて気象庁クラウド環境において新たに提供したデータの種別を指標とする
目標設定の考え方・根拠	<p>我が国において、今後ますます少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、イノベーションを生み、生産性を向上させていくことが求められている。一方、昨今のIoTやAI等の先端技術の進展によって、世界的に社会のあらゆる場面でデジタル化が進んでおり、世の中のビッグデータを活用する環境が整ってきている。</p> <p>また、令和2年の交通政策審議会気象分科会において「気象業務における産学官連携の推進」がとりまとめられ、基盤となるデータを共有し、産学官協働による技術開発等を加速するため、クラウド技術を活用した新たな気象情報・気象データ共有環境を構築すること等について検討を進めるよう提言をいただいた。これを踏まえ、過去から現在、将来予測に至る高解像度・高頻度・高精度で基盤的なビッグデータとしての気象情報・気象データを保存し、民間事業者や大学・研究機関等の利用者が容易に利用可能となるよう、次世代スーパーコンピュータシステムに気象庁クラウド環境を整備し、令和6年3月に運用を開始している。</p> <p>さらに、令和5年の交通政策審議会気象分科会では「DX社会に対応した気象サービスの推進」がとりまとめられ、気象情報・気象データへのアクセス性の向上、高度な利活用の促進とリテラシー向上、気象に関する技術や知見を持つ者の活躍の促進等について提言をいただいた。</p> <p>これらの背景を踏まえ、幅広い産業における生産性向上を目指し、気象データの利活用のさらなる拡大に向けた取組として、利用者の要望を踏まえた気象庁クラウド環境における新たなデータの提供(提供データの種類の累計)を指標とする。民間事業者や研究者との対話を通じて、サービスの開発や研究における利用ニーズを広く把握した上で、これまで気象庁内での利用にとどまっていた大容量データを提供していくことが重要である。気象庁クラウド環境において、これまで把握している利用ニーズを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メソ数値予報モデル(MSM)モデル面GPV下層データ ・メソ数値予報モデル(MSM)モデル面GPV上層データ ・全球数値予報モデルGPV(アジア域・全球高解像度)データ ・JRA-3Q(長期再解析データ)詳細セット ・局地数値予報モデルGPVモデル面データ ・局地アンサンブル数値予報モデルGPVデータ <p>の6件の新たな提供を開始したが、引き続き利用ニーズの把握に努め、令和10年</p>

	度末までに産業界等のニーズを踏まえ、気象庁クラウド環境の運用開始前は提供していなかった新たなデータの種類を3件以上提供することを指標とする。				
外部要因	なし				
他の関係主体	なし				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度国土交通省政策レビュー「産業分野における気象データの利活用促進」 交通政策審議会気象分科会提言「DX 社会に対応した気象サービスの推進」（令和5年3月） 				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	—	—	1	2	6
単位：件（）内は単年の件					

令和8年度の取組	民間事業者や大学・研究機関等との対話を通じて、サービス開発や研究における利用ニーズを把握して、気象庁が保有している大容量データを新たに提供し、気象庁クラウド環境による気象情報・データの利活用促進を図る。		
令和9年度以降の取組	引き続き上記の取組を行うとともに、有識者の意見等も踏まえつつ、より効果的な気象データの利活用推進方策を検討する。		
担当課	情報基盤部情報政策課	関係課	

業績指標	(22) 火山活動の監視・評価及び予測技術に関する研究開発の推進 (手法の開発・改良件数累計)	
評価期間等	中期目標 3年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 2件(令和10年) 初期値 0件(令和7年)	

指標の定義	<p>気象庁の業務改善を通じた研究成果の国民への還元を着実に実施すべく、火山の監視・評価及び火山灰予測技術の開発・改良を行い、気象業務に貢献する研究開発を進め、噴火警報等の改善に係る手法の開発・改良を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球化学的手法を用いた火山活動評価技術の開発(令和10年度達成予定) ・定量的な火山灰予測技術の高度化(令和10年度達成予定)
目標設定の考え方・根拠	<p>平成30年の交通政策審議会気象分科会において、「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」がとりまとめられ、火山については、規模の大きな被害をもたらす現象の発生頻度は低いが一たび発生するとその影響は深刻なため、これらに関する情報の提供は防災上極めて重要であり、時々刻々と変化する火山現象を的確に把握・評価し、実況や経過、見通し等について分かりやすくきめ細やかに提供する等の取組を進める必要があると提言された。また、令和7年の交通政策審議会気象分科会においてとりまとめられた『「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』においては、国として推進されている大規模噴火対策に対応するために火山灰予測情報の高度化を推進する必要があるとされている。</p> <p>気象研究所では、これらの提言等を踏まえつつ、中期計画(令和6年度～令和10年度)を策定し、気象業務を支える研究として、火山活動の監視・評価及び予測技術に関する研究に取り組んでおり、火山の監視・評価や浮遊火山灰及び降灰の予測精度向上を目指し、最新の科学技術を用いた研究開発を進める。中でも、地球化学的手法の研究及び火山灰予測技術に関する研究として以下のことに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球化学的手法を用いた火山活動評価技術の開発 <p>熱水系卓越型火山の活動変化を捉える火山ガス・熱水の成分・成分比等の指標の選定や、短時間に現場で簡易的な分析を行う手法の開発を行う。マグマ噴火型火山については、二酸化硫黄の計測データを自動送信する連続観測を実現し、二酸化硫黄放出率の観測頻度を向上させる技術を開発する。</p> 2. 定量的な火山灰予測技術の高度化 <p>気象衛星等の観測データを用いた火山灰プロダクトの定量的解析技術及び移流拡散モデルを用いた浮遊火山灰の濃度予測技術の開発・改良を行う。また、風の影響や傘型噴煙を考慮した噴煙モデルを用いた浮遊火山灰及び降灰の予測技術の開発・改良を行う。</p>
外部要因	なし
他の関係主体	なし

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」（平成30年8月） ・交通政策審議会気象分科会『「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』（令和7年6月27日） ・気象研究所中期研究計画（令和6年度～令和10年度） 				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	—	—	—	—	0
単位：					

令和8年度 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・熱水系卓越型火山（箱根山、草津白根山、霧島山（硫黄山）等）において火山ガスや熱水の化学組成や安定同位体比を分析・観測し、それらの活動の推移を把握する。火山ガスや熱水に含まれる一部の成分について、検知管や可搬型のガスクロマトグラフ等の迅速分析法を用いた分析を行う。また、令和7年度に計測データの自動送信の改装を行った二酸化硫黄放出率計測装置等を用いて、令和8年度から阿蘇山での観測を開始する。測器開発に加えて、これまでに装置で得られた観測データと気象場を活用して、二酸化硫黄放出率の定量法を最適化し、リアルタイム解析手法の開発を進める。 ・気象衛星ひまわりの観測データを用いた火山灰雲の物理量（雲頂高度・粒子有効半径・鉛直積算量）の解析を行い、浮遊火山灰の濃度予測に有効な初期値を作成する。新しい噴煙モデル（NIKS-1D）及び気象庁移流拡散モデル（JMA-ATM）を火山灰の濃度予測に使用するために現業システムとの結合に取り組む。また、NIKS-1Dを大規模噴火に適用して、その再現性と予測可能性や精度について評価・確認を行う。 				
令和9年度 以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、熱水系卓越型火山を主な対象として火山ガスや熱水、火山灰等を採取・分析し、火山活動の消長の評価に有益な化学的指標の探索及び観測手法の改良・開発を進める。また、マグマ噴火卓越型火山に対する監視技術の高度化を目指し、火山ガス中に含まれる二酸化硫黄の放出率を高い時間分解能で把握できる、連続及び自動観測の技術開発及び解析技術の改良を行う。 ・引き続き、ひまわり等の観測データを用いて火山灰プロダクトの定量的解析技術及びJMA-ATMを用いて浮遊火山灰の濃度予測技術を改良する。さらにNIKS-1Dを用いて浮遊火山灰及び降灰の予測技術を改良する。 				
担当課	気象研究所企画室	関係課	気象研究所火山研究部		

業績指標	(23) 数値予報の精度向上（地球全体の大気を対象とした数値予報の誤差）				
評価期間等	中期目標	5年計画の1年目			定量目標
数値目標	目標値	11.4m以下	(令和12年)		
	初期値	12.1m	(令和7年)		

指標の定義	地球全体の大気を対象とした数値予報モデル(GSM)の2日後の予報誤差（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差、北半球を対象、1年平均）				
目標設定の考え方・根拠	<p>天気予報をはじめとする各種気象情報の精度向上には、その技術的基盤である数値予報モデルの予測精度向上が必要である。</p> <p>この予測精度を測定する指標として、2日後の500hPa高度の予測誤差を用いる。令和7年における予測誤差は12.1mであった。5年後（令和12年）の目標値として、今後計画しているGSMや解析システムの更新及び観測データ利用の改良等により、過去5年と同程度の改善率を継続し、11.4m以下とすることが適切と判断する。</p> <p>本目標の達成に向け、高解像度化されたGSMにより適した基礎方程式で直接的に表現されない効果（物理過程）の改良を継続的に進める。また、令和10年度の計算機システムの更新に伴う計算能力の向上を見据え、GSMのさらなる高解像度化や新規衛星観測データの利用及び利用手法の改良等のデータ同化システムの調査・開発を進める。</p>				
外部要因	新規の観測衛星の打上げ・データ提供の開始、衛星を含む既存の観測の運用停止・削減等、自然変動				
他の関係主体	なし				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 政策チェックアップの業績指標（参考指標）（令和8年度） 交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」（平成30年8月） 交通政策審議会気象分科会『「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』（令和7年6月） 				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	12.7	12.2	12.1	12.1	12.1
単位：m					

令和8年度の取組	数値予報技術の開発について、引き続き、高解像度化されたGSMにより適した物理過程の開発や観測データの利用を進め、その成果を令和8年度にGSMに反映する。さらに、高解像度化された海面水温解析値の開始に向けた開発を進める。
令和9年度以降の取組	数値予報技術の開発について、引き続き、高解像度化されたGSMにより適した物理過程の開発を進める。また、雲・降水域の衛星観測データや観測データの高解像度

	・高頻度な利用、新規衛星観測データの積極的な利用に向けた開発を行う。さらには将来に向けた GSM のさらなる高解像度化や海洋の扱いの精緻化の調査・開発を進め、AI 技術の活用も検討する。		
担当課	情報基盤部情報政策課	関係課	情報基盤部数値予報課

業績指標	(24) 二重偏波気象レーダーデータの解析雨量への活用 (解析雨量で利用開始した二重偏波気象レーダーのサイト数)	
評価期間等	中期目標 2年計画の1年目	定量目標
数値目標	目標値 15基 (令和9年) 初期値 14基 (令和7年)	

指標の定義	二重偏波レーダーデータを、解析雨量に利用開始したサイト数を指標とする。	
目標設定の 考え方・根拠	<p>現在、気象庁では、全国に20基の気象レーダーを整備し、降水の状況を常時監視している。平成28年8月に交通政策審議会気象分科会がとりまとめた「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方（提言）」では、2030年に向けた技術開発の目標として、「いま」すぐとるべき避難行動や日々の安全な生活・活動のため気象観測・予測の精度向上が掲げられ、その具体的取組の一つとして次世代気象レーダーの段階的な導入を進めるとされている。</p> <p>次世代気象レーダーの一つである二重偏波気象レーダーについては、令和7年度までに、以下の利用技術の開発を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノイズと弱い雨を区別する品質管理を向上させ、適切に雨域の情報を抽出する技術 ② 強雨による電波の減衰の影響（過小評価）を補正する技術 ③ 強雨域において精度良く雨量を推定する技術 <p>令和6年度までに14基のレーダーサイトが二重偏波気象レーダーとして更新整備され、令和7年度までに、速報版解析雨量※1及び解析雨量※2にこれら①②③の技術が反映されている。</p> <p>令和7年度には、さらに1基（函館）のレーダーサイトが二重偏波気象レーダーとして更新整備されたが、函館レーダーでは、①や②の技術は導入されているものの③の技術は速報版解析雨量及び解析雨量に反映されていない。このため、令和7年度までに更新整備された二重偏波気象レーダー（15基）において、速報版解析雨量及び解析雨量で①②③の技術を利用することを目標とする。</p> <p>※1 速報版解析雨量とは、60分間分のうち最初の50分間分は解析雨量と同様の手法で計算するが、速報性を高めるため、直近10分間分については計算を簡略化して求めた解析値を組み合わせて60分間雨量としたものである。そのため、配信開始までの時間は解析雨量に比べ早いものとなる。正確性は、解析雨量に比べ低くなる。</p> <p>※2 解析雨量とは、品質管理したレーダーデータについて60分間分を積算し、雨量計を用いて、全体補正、局所補正といった各段階での校正を行ったうえで、60分間雨量としたものである。そのため、正確性は確保できるものの、レーダー観測や雨量計観測から解析雨量の配信開始までの時間は、速報版解析雨量に比べ相当程度かかることになる。</p>	
外部要因	なし	
他の関係主体	なし	

特記事項	・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」 (平成30年8月)				
実績値	R3	R4	R5	R6	R7
	—	0	0	0	14
単位：サイト数					

令和8年度 の取組	<p>令和7年7月に、函館が二重偏波気象レーダーへと更新され、令和6年までに整備した14基と合わせて15基が二重偏波気象レーダーとなった。①や②の技術は更新されたレーダー（15基）に導入されている。</p> <p>函館レーダーにおける③の技術について、レーダーサイト毎での評価及び全国合成後の総合的な評価で解析精度の向上が見込めることを確認し、速報版解析雨量及び解析雨量でその利用を開始する。</p>		
令和9年度 以降の取組	<p>令和8年度以降に二重偏波化するレーダーについても、上記手法の導入に向けた開発を行い、順次適用する。</p>		
担当課	大気海洋部業務課	関係課	大気海洋部業務課気象技術開発室 大気海洋部観測整備計画課